## 令和8年度保育施設等入所継続手続きのご案内

保育所等の利用を継続される方は、この案内をよく読んでお申し込みください

#### 利用申込書の受付けについて

受付期間: 令和7年11月17日(月)から令和7年12月19日(金) (土日祝日を除く)

申込方法:オンライン申請(LoGoフォーム)または書類にて提出

※オンライン申請の場合は、書類の提出は原則必要ありません。

※オンライン申請の場合は24時間受付できます。

受付場所:錦江町役場本庁介護福祉課福祉チームまたは錦江町役場田代支所住民生活課住民生活チーム

※必要な書類がそろっていない場合は、申込受付できませんのであらかじめご了承ください。

※錦江町の保育施設のみ、現在利用している保育施設等への提出も可能です。

※錦江町外の保育施設等の場合は、介護福祉課福祉チームまでご提出をお願いします。

## 継続入所手続きについて

次年度の保育施設等の継続入所を希望する場合は、継続の意思と保育が必要な要件を確認するための書類 【支給認定現況届兼利用申込書と就労証明書等】を提出していただきます。

<u>申込期限までに、必要な書類の提出がない場合は、保育継続の意思がないものとして判断し、退所扱いにな</u>る可能性がありますので、必ず忘れずに提出してください。

保育施設等は、保護者が仕事や病気のため等、家庭において十分に保育することができない就学前の 児童を家庭の保護者に代わって保育することを目的とする施設です。

入所した後に、保育が必要である状態が解消されたときは、保育施設を退所しなければなりませんので、 ご注意ください。

次にあげる状況に当てはまる場合は、役場において所定の手続きを行ってください。

#### ●利用辞退(退園)

錦江町外へ転出する時や、保育を必要とする事由がなくなった場合、または利用児童を連れて里帰り出産をするなど、長期にわたり施設の利用がなくなる場合は、その事由が分かり次第早急に役場介護福祉課福祉チームもしくは支所住民生活課住民生活チームへ「**入所施設(保育所等)退所届**」をご提出ください。この場合、錦江町から交付された「**支給認定証」を返還**していただきます。

#### ●支給認定の変更の届出

支給認定証が交付された後に、就労状況や家族の状況などに変更があった際は、届出が必要になります。 届出内容を確認した結果、認定の変更が生じた場合は、新たな支給認定証を発行しますので、それまで交付されていた「支給認定証」を返還していただきます。

#### ●認定証の再発行

錦江町から交付された「支給認定証」を汚してしまった場合や破れてしまった場合、紛失した場合は再発 行いたしますので、役場介護福祉課福祉チームまたは支所住民生活課住民生活チームへ申請してください。

## 注意事項

仕事を退職や転職されたり、退職後に求職活動を行う場合、または、出産に伴い産前産後休暇や育児休業 を取得された場合は、必ず、役場にて手続きが必要になりますので、役場本庁介護福祉課福祉チーム(電話 22-3042)又は役場支所住民生活課住民生活チーム(電話 25-2511)へお問い合わせください。



#### 保育の必要性の認定

保育施設等の申込みをするためには、まず**保育の必要性の認定を受けることが必須**です。**以下の項目は保育の必要性の事由であり、そのいずれかに該当することにより保育の必要性が認められます。**(子ども・子育て支援法施行規則第1条)

	項 E	3	内容	摘 要
1	就	労	1か月に48時間以上労働することを常態としている場合	
2	妊娠・出	産	妊娠中又は <b>出産後間がなく、</b> 児童の保育ができない場合	予定日の概ね <b>2か月前から出産後3か月の末日の間</b> 入所できます。
3	保護者の	の	保護者が <b>疾病や負傷</b> している場合	
	病気・障	害	保護者が <b>精神や身体に障害</b> を有している場合	
<b>4</b>	病人の看護	謹	長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を	
4		支	有する <b>親族を常時看護</b> している場合	
(5)	※宝の海口		火災、風水害及び地震等により被災し、その復旧の間、児童の	海口に亜オス期間 ごできます
9	災害の復旧	10	保育ができない場合	復旧に要する期間入所できます。
6	求職	ф	保護者が <b>求職活動</b> をしている場合	入所日より <b>3か月の末日まで</b> 入 所できます。
(7)	5.500 5 1000 1000	学校教育法及び職業能力開発促進法等に規定する <b>学校及び</b> <b>訓練校に通っている</b> 場合	学校教育法及び職業能力開発促進法等に規定する学校及び職業	卒業予定日または終了予定日の
$\cup$	观于 · 明未训派		訓練校に通っている場合	月末まで入所できます。
8	児童の虐	待•	児童の虐待又は再発のおそれがある場合	
	DV等		配偶者からの暴力により児童の保育が困難な場合	
9	<ul><li>⑤ 育児休業・</li><li>育児に専念</li></ul>		育児休業を取得する場合	<b>産後12か月の末日以内</b> で入所で
			育児に専念し、利用中の児童の継続利用が必要な場合	きます。
10	その他		上記に類する状態として市町村が認める場合	

## 入所決定について

2・3号認定の入所については、提出されました書類によって確認を行い、決定いたします。

入所を希望される保育施設等はお伺いしますが、申込者数の状況によっては、保育所定員等の関係上、希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

保育施設等の入所決定の通知は、2月末までに文書にて行う予定です。

## 幼児教育・保育無償化について

令和6年4月から、子どもの人数や経済状況に関わらず、保育料は完全無償化となりました。

給食費についても、3歳児から5歳児クラスまでの副食費(おかず、おやつ等)は、錦江町独自の施策(年収360万円以上相当の世帯の第1子及び第2子が対象)を含めて、全ての世帯の児童において実質無償となります。ただし、主食は現物持参となります。

また、延長利用料、通園送迎費、行事費等は無償化の対象外です。

## 継続利用の申込に必要な書類 ※書類不備の方は、施設利用申込書の受付けができません。

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定現況届 兼 施設利用申込書 (児童1人に1枚必要)
- ②保育が必要な事由に該当する証明書類(下表を参照してください)

	の必要性の認定事由	必 要 書 類				
就一労	常勤・パート等 自営業・内職	「 <mark>就労証明書</mark> 」 ※父親・母親のそれぞれが必要となります。				
妊娠•出産	母親が妊娠中又は出産後間もない 状態である 新生児の育児に専念するため利用 中の兄弟姉妹が継続利用をするこ	「 <mark>母子手帳</mark> 」(写し) ※表紙及び出産予定日が記入されているページ				
	とが必要である場合 病気・怪我の場合	「 <mark>病気・療養証明書</mark> 」「又は <b>「医師の診断書」</b> (写し)				
保護者の疾病・ 障害	右に該当する障害者手帳等を持っている場合	「身体障害者手帳」(写し)…第1種 「療育手帳」(写し) 「精神障害者保健福祉手帳」(写し)…1級				
	上記以外	その他、内容を証明するもの				
病人の看護	長期にわたり、疾病の状態にある又 は精神若しくは身体に障害のある 親族を常時看護している	「看護証明書」				
災害の復旧	火災、風水害及び地震などにより被 災した場合	「り災証明書」等(写し)				
求 職 中	求職活動をしている	「 <mark>求職活動状況申立書</mark> 」及び「 <b>ハローワークカード」</b> (写し)				
就学・職業訓練	就学中の場合	「在学証明書」				
小小丁 明末山川水	職業訓練校に通っている場合	職業訓練校に通っている状況がわかる証明書				
育児休業	新生児の育児に専念するため利用 中の兄弟姉妹が継続利用をするこ とが必要である場合	「 <mark>就労証明書</mark> 」 ※産後休暇・育児休業中の方は、職場復帰日の欄に 復帰日を記入してください。				
児童の	虐待・DVのおそれ	保護命令若しくはその他虐待又はDVの被害者である証明書				
上記	以外の要件の場合	児童を保育できない事を証明する書類 (例) 別居中・行方不明 … 「家庭状況調査票」等				

### ※以下の書類は、該当する方のみの提出となります。

#### ③在園(施設利用)証明書

保育料の減額を認定するために、保育施設等以外の施設(幼稚園等)に在園している未就学児童(兄弟姉妹)がいる場合に必要です。

## 令和8年度錦江町内教育・保育提供施設(幼稚園・認定こども園・保育所)について

※令和7年11月現在

錦江町内幼稚園(「子ども・子育て支援新制度」に移行しない従来の幼稚園)

施 設 名	住 所	電話番号	定員	入園申込
田代幼稚園	錦江町田代川原317番地	25-2304	70	直接園へ

### 錦江町内認定こども園

施設名	住 所	電話番号	利用定員	入園申込
大根占幼稚園	錦江町城元517番地2	22-1233	40	幼稚園部分の 「1号認定」は直接園へ
八版口列框图			50	保育所部分の 「2・3 号認定」は役場へ
田代こども園	錦江町田代川原 273番地3	25-2037	15	幼稚園部分の 「1 号認定」は直接園へ
шиссов			30	保育所部分の 「2・3号認定」は役場へ

#### 錦江町内認可保育所

施設名	住 所	電話番号	利用定員	利用申込
法輪保育園	錦江町城元777番地	22-0010	20	本庁介護福祉課福祉チーム
めばえ保育園	錦江町神川3141番地26	22-0768	20	または 支所住民生活課住民生活チームへ



#### 問い合わせ先

Tel 0994-22-3042 錦江町役場田代支所 住民生活課 住民生活チーム Tel 0994-25-2511 (内線554)

錦江町役場本庁 介護福祉課 福祉チーム

#### 利用手続き等のQ&A

#### (問1)新制度で何が変わるの?

#### (答) ① 認定を受けるシステムに変わります。

新制度手続きについては、これまでの制度と手続きが大幅に変わるわけではありません。新制度に移行する施設を利用するには、「保育の必要性」について町から3つの区分(1号・2号・3号)による認定を受ける必要があります。

基本的には、新制度を利用する全ての方からまずは、『支給認定申請書』を提出していただき、認定を受けた場合は認定証が交付されます。支給認定期間は、基本的に小学校就学前までとなります。

保育の必要性については申請の時提出していただく、保育を必要とする事由の証明書等のほか、現況について届出をしてもらい随時把握していきます。

#### (答)② 保育の必要量に応じた、「区分」が設けられます。

保育施設等(認定こども園は保育所部分)を利用する場合は、保育を必要とする事由により「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。就労の場合は時間によって異なります。(月48時間以上120時間未満の就労の場合は、保育短時間の区分となりますので、子どもを最大8時間までしか預ける事ができません。)

区分を超えて預ける必要がある場合は、一時保育での対応となります。

#### (問2) 求職活動中の場合、ずっと保育施設等に入れますか?

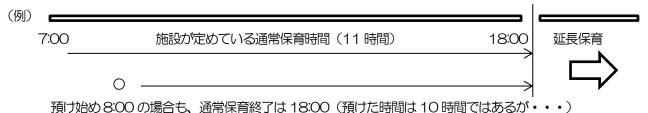
(答) 求職活動を理由とする保育施設等の利用期間は、連続3か月以内(90日を超える日の月末まで)です。また、年度内においても3か月以内です。利用開始後90日を超える日の月末までに、就職先が決まらない場合や「保育を必要とする証明書(求職活動状況申立書)」の提出がない場合は、保育施設等を退所することになります。

認定こども園については、1号認定での利用が可能な場合がありますので、該当施設へご相談ください。

※ 求職活動を行わない場合は、利用はできません。

# (問3)保育の標準時間認定を受けた場合は、子どもを預け始めた時間から最大 11 時間は、追加料金がかからないで子どもを預けることができるということでしょうか?

(答)保育標準時間認定の11時間とは、各施設が定めている通常保育を行っている時間帯(利用可能な時間)です。 従って、この時間帯の範囲内であれば最大11時間まで追加料金なしで子どもを預けることができますが、保護者が預け 始めた時間から11時間は、追加料金なしで預けられるということではありません。



#### (問4) パート等でも、就労時間が月 120 時間を超えていれば、標準時間扱いになりますか?

(答)はい、標準時間認定になります。

#### (問5) 保育短時間の始まりと終わりは何時ですか?

(答) 各施設が、それぞれ定めております。(詳細は以下のとおり)

保育短時間認定の子どもの保育時間(利用時間)帯以外の利用については、延長保育となります。

施設名	保育短時間設定時間		
法 輪 保 育 園	8時30分 ~ 16時30分の8時間		
めばえ保育園	8時30分 ~ 16時30分の8時間		
田代こども園(保育園部)	8時30分 ~ 16時30分の8時間		
大根占幼稚園(保育園部)	8時30分 ~ 16時30分の8時間		

## (問6) 月の就労時間は 120 時間を超えないが、週3日程度8時間程度勤務している。この場合は標準時間? 短時間?

(答) 1 か月の就労時間は 120 時間に満たないものの、1 日の就労時間が8 時間以上となるような就労が常態としている場合であって、保育短時間認定を行うことが適当でないと町が認める場合は、町の判断で保育標準時間認定することも可能であると考えています。

(問7) 例えば1日の就労時間は5時間ですが、勤務時間帯が午後1時から午後6時までのため、保育時間は8時間未満であるものの、施設が設定する保育短時間の利用時間を超えて、施設を利用せざるを得ない場合はどうですか?

(答) 1日の就労時間は8時間未満ですが、勤務時間帯との関係から、常態として施設が設定する保育短時間認定の利用時間を超えて、施設を利用せざるを得ないと町が認める場合については、町の判断により、保育標準時間認定とすることも可能であると考えています。

## (問8) 1か月の就労時間数のみで認定すると保育短時間認定の対象となるが、シフト制の勤務体系から、1か月の 保育を必要とする時間帯が、まちまちの場合はどうですか?

(答)シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で保育を利用する時間帯がまちまちであって、主としている勤務時間のうち、最も早い勤務開始時刻と最も遅い勤務終了時刻の差が8時間以上ある場合については、保育短時間認定を行うことが適当でないと町が認める場合、保育標準時間として認定することも可能であると考えています。



#### (問9) 支給認定証とはどのようなものですか?

(答)子ども・子育て支援新制度の教育・保育にかかる支給を受けるために必要な証明書で保護者からの申請により、錦江町が交付します。支給認定証には、氏名、住所、認定区分等が記載されています。

#### (問10) 支給認定申請書の提出は毎年必要ですか?

(答) 認定証の有効期間内であれば、毎年申請書を提出していただく必要はありません。

ただし、毎年度、現況届の提出が必要になります。これにより、保育を必要とする事由に該当しているかどうかを確認 します。

なお、3号の認定証の有効期間は最長で満3歳に達する日の前々日までですが、3号認定から2号認定への切り替えについては、有効期間に合わせて、錦江町が職権で行いますので、支給認定申請書の提出は不要です。

## (問 11) 1号から2号への支給認定区分の変更や、短時間から標準時間への保育必要量の変更がある場合、どのような手続が必要ですか?

(答)支給認定証の有効期間内に、認定証に記載されている内容に変更があれば、本庁介護福祉課福祉チーム又は支所住 民生活課民生チームに必ず届け出てください。

#### (問12) 支給認定を受けて、保育所等を利用開始後、錦江町外へ転出したらどうなりますか?

(答) 支給認定有効期間内に、町外へ転出された場合には、支給認定は取り消しとなります。

必ず、町へ届出を行い、支給認定証を返還してください。その上で、転出先市区町村へ新たに支給認定申請を行い、支給認定証の交付を受けてください。